

# 令和3年度 中小事業者等に対する固定資産税の軽減制度について

新型コロナウイルス感染症対策における税制措置として、一定の事業収入の減少があった中小企業等に対して、令和3年度に限り、償却資産や事業用家屋に係る固定資産税の課税標準を2分の1またはゼロに軽減します。

## 1 中小事業者等に対する固定資産税の軽減制度の要件等について

対象者	以下の①及び②の条件のいずれも満たす方が対象です。			
	<table><tr><td>①</td><td>賦課期日(令和3年1月1日)現在、資本金1億円以下の法人または、従業員1,000人以下の個人事業主</td></tr><tr><td>②</td><td>新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年2月～10月までの任意の連続した3か月間に前年同期比で30%以上事業収入が減少した事業者の方</td></tr></table> <p>※大企業の子会社は対象外です。 ※すべての形態及び業種の事業者が対象です。(性風俗特殊関連営業を営む事業者を除く)</p>	①	賦課期日(令和3年1月1日)現在、資本金1億円以下の法人または、従業員1,000人以下の個人事業主	②
①	賦課期日(令和3年1月1日)現在、資本金1億円以下の法人または、従業員1,000人以下の個人事業主			
②	新型コロナウイルス感染症等の影響により令和2年2月～10月までの任意の連続した3か月間に前年同期比で30%以上事業収入が減少した事業者の方			
対象年度	令和3年度			
対象資産	令和3年1月1日現在、鹿部町内に所有する事業用家屋(注)及び償却資産 (注)事業用家屋：法人税法又は所得税法において損金又は必要な経費に算入される家屋 ※土地及び居住用家屋は対象外です。			
軽減割合	事業収入が ・前年同期間比減少30%以上～50%未満……課税標準 <b>1/2</b> ・前年同期間比減少50%以上……………課税標準 <b>全額軽減</b>			
申告期限	<b>令和3年1月6日(水)から2月1日(月)まで(当日消印有効)</b> (認定経営革新等支援機関等の確認を受けた後、必要書類一式を税務課へ提出)			
必要書類	<ul style="list-style-type: none"><li>・新型コロナウイルス感染症等に係る中小事業者等の事業用家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準の特例措置に関する申告書(以下、「申告書」という)</li><li>・事業収入減を証する書類(会計帳簿や青色申告決算書の写しなど)</li><li>・特例対象家屋及びその事業割合を示す書類(課税明細書、青色申告決算書、共有名義の場合は共有者がわかる書類の写しなど)</li><li>・令和3年度償却資産申告書、種類別明細書</li></ul> <p>※上記申告書等に役場の受付印を希望される方は、控えとなる写しをご準備いただき、郵送の場合は切手を貼った返信用封筒を同封してください。</p>			